

藤枝市朝比奈玉露等承継事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、朝比奈玉露（市内岡部町朝比奈地域で手摘みによる伝統的な栽培方法で生産する玉露をいう。）及び被覆茶（市内で生産する刈り玉露、かぶせ茶及びてん茶をいう。）を後世に承継するため、承継事業を行う生産者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、藤枝市補助金等交付規則（平成17年藤枝市規則第2号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 承継事業 施肥事業及び被覆資材設置事業をいう。
- (2) 施肥事業 朝比奈玉露を生産するために施肥を行う事業をいう。
- (3) 被覆資材設置事業 朝比奈玉露及び被覆茶を生産するために被覆資材を設置する事業をいう。
- (4) 生産者 市内において朝比奈玉露又は被覆茶を生産する者（市内に住所を有する者に限る。）をいう。

(補助対象経費、補助額等)

第3条 補助の対象となる経費及び補助額は、別表に定める。

2 補助金の交付の回数は、一年度当たり1回までとする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 実施箇所が分かる図面
- (2) 見積書又は注文計画書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第5条 市長は、補助金の交付申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書（第2号様式）により通知する。

(交付の条件)

第6条 次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ市長の承認を得なければならないこと。ただし、交付決定額の20パーセント以内の軽微な変更

については、この限りでない。

- (2) 事業を中止し、又は廃止しようとする場合には、あらかじめ市長の承認を得なければならないこと。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (4) 補助金の收支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後、5年間保管しなければならないこと。
- (5) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告して、その指示を受けなければならないこと。

(変更の承認申請)

第7条 補助事業者が、補助事業の内容を変更するときは、事業計画変更承認申請書（第3号様式）に変更後の内容が分かる書類を添えて市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、補助事業の変更承認申請があった場合は、内容を審査し、変更の承認をするときは、事業計画変更承認書（第4号様式）により通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助対象事業を完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに実績報告書（第5号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 事業を実施したことが分かる写真
- (2) 領収書の写し又は販売証明書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第9条 市長は、前条の報告を受けた場合においては、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、必要に応じ現地調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書（第6号様式）により通知する。

(請求)

第10条 補助事業者は、前条の通知を受領した日から起算して14日を経過した

日までに請求書（第7号様式）を提出しなければならない。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

| 事業名 | 補助対象経費 | 補助額 |
|----------|---|--|
| 施肥事業 | 肥料購入（市内の販売店で購入したものに限る。）に要する経費（消費税及び地方消費税を除く。） | 補助対象経費の2分の1以内（有機率100%の肥料を購入した場合にあっては、3分の2以内）とし、10a当たり7万円を限度とする |
| 被覆資材設置事業 | 次に掲げる物品の購入に要する経費（消費税及び地方消費税を除く。） (1) 棚 (2) ダンポール (3) 寒冷紗 (4) 薦 (5) その他これらに類する物品であって市長が被覆茶を生産するため適当と認めたもの | (1) 朝比奈玉露 補助対象経費の30%以内で、20万円を上限とする。 (2) 被覆茶 補助対象経費の20%以内で、10万円を上限とする。 |